



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社永谷園ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 永谷 泰次郎  
(コード番号 2899 東証第1部)  
問 合 せ 先 執行役員管理本部総務部長 久我 光枝  
(T E L 03-3432-2511)

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 65 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案が、原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適

切な水準に調整することを目的として、2株を1株とする株式併合を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類  
普通株式

②併合の比率

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日(実質上平成30年9月28日)の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式2株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	38,277,406株
併合により減少する株式数	19,138,703株
併合後の発行済株式総数	19,138,703株

「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(4) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	6,757名(100.0%)	38,277,406株(100.0%)
2株未満所有株主	119名(1.8%)	119株(0.0%)
2株以上所有株主	6,638名(98.2%)	38,277,287株(100.0%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式をご所有の株主様119名(所有株式数の合計119株)は、株主としての地位を失うこととなります。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(6) 併合後の発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、平成30年10月1日をもって、株式併合の比率(2分の1)に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

併合前の発行可能株式総数	116,000,000株
併合後の発行可能株式総数(平成30年10月1日)	58,000,000株

(7) 併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案が、原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を現在の1,000

株から 100 株に変更するため、現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するとともに、「2. 株式併合」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更いたします。なお、これらの変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>116,000,000</u> 株とする。</p> <p>第 6 条 &lt;省略&gt;</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u> 株とする。</p> <p>第 8 条～第 48 条 &lt;省略&gt;</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>58,000,000</u> 株とする。</p> <p>第 6 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100</u> 株 とする。</p> <p>第 8 条～第 48 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>附 則</u> <u>本定款第 5 条及び第 7 条の変更の効力発</u> <u>生日は、平成 30 年 10 月 1 日とする。な</u> <u>お、本附則は、当該効力発生日の経過後、</u> <u>これを削除する。</u></p>

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の日程

平成 30 年 5 月 11 日 取締役会決議日  
平成 30 年 6 月 28 日 (予定) 定時株主総会決議日  
平成 30 年 10 月 1 日 (予定) 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における株式の売買は、平成 30 年 9 月 26 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位及び株式併合を反映した株価にて行われることとなります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数を変更するものです。今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回、当社では、2 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合を実施する目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、2 株を 1 株とする株式併合を実施することといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は、株式併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日（予定））の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3 個	1,500 株	15 個	なし
例②	1,555 株	1 個	777 株	7 個	0.5 株
例③	1,000 株	1 個	500 株	5 個	なし
例④	557 株	なし	278 株	2 個	0.5 株
例⑤	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

- ・例①、例③に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例②、例④において発生する単元未満株式（例②は 77 株、例④は 78 株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用できます。
- ・例②、例④、例⑤において発生する端数株式の取扱いにつきましては、Q 4 をご参照ください。
- ・効力発生前のご所有株式数が 1 株（例⑤）の株主様は、株式併合によりご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合後の 1 株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いいたします。

なお、上記 Q 3 に記載のとおり、株式併合の効力発生前のご所有株式数が 1 株（Q 3 例⑤）の株主様は、株式併合によりご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うことになります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 2 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株当たりの資産価値は 2 倍になります。したがって、株式市場の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 2 倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 2 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあたっては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式にかかる配当は生じません。

Q 7. 株主優待制度はどうなりますか。

平成 30 年 10 月 1 日以降の株主優待制度については見直しを予定しております。その詳細につきましては、後日改めて開示させていただきます。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成 30 年 6 月 28 日（予定）	定時株主総会決議日
平成 30 年 9 月 25 日（予定）	1,000 株単位での売買最終日
平成 30 年 9 月 26 日（予定）	100 株単位での売買開始日
平成 30 年 10 月 1 日（予定）	単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日

Q 9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きは必要ありません、

なお、Q 3 に記載のとおり、効力発生前のご所有株式数が 1 株の株主様は、株式併合によりご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単

元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

東京都府中市日鋼町1-1

電話 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 土・日・祝祭日を除く平日9:00～17:00

郵送先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

以 上